

相談

何でもお気軽にご相談ください

本庁1階の市民相談コーナーで行っている相談



※相談日時について、詳しくは毎月の市報さが1日号をご覧ください。

相談名	開設日時	担当	相談内容
一般相談	月～金曜日 9:00～16:30	市民相談コーナー	日常生活上の悩みごと、心配ごとなど
法律相談	毎週木曜日 13:30～15:30 (第1・3木曜日は 10:00～12:00も実施)	佐賀県弁護士会	民事上の法律問題、土地家屋、相続、 消費者金融等の金銭貸借など
人権・心配ごと相談 (法務省)	毎週火曜日 13:30～16:30	佐賀県人権擁護委員連合会	人権を侵害されたと思われる相談、 日常生活上の悩みごと、心配ごとなど
税務相談	第1・3水曜日 13:30～16:30	九州北部税理士会佐賀支部	所得税、法人税、贈与税などの手続全般
土地建物相談	第2・4月曜日 13:30～16:30	佐賀県宅地建物取引業協会	借地、借家などの契約および苦情全般
行政相談(総務省)	第1・2金曜日 13:30～16:00	行政相談委員	役所や特殊法人などに関する相談
行政書士による相談	第4金曜日 14:00～16:00	佐賀県行政書士会佐賀支部	官公署に提出する書類、その他権利義務、 又は事実証明に関する書類の作成に かかる相談
司法書士による相談	第4水曜日 13:30～16:30 ※令和8年4月から第2水曜日 13:30～16:30へ変更予定です。	佐賀県司法書士会佐賀支部	登記や供託の手続き、法務局等に 提出する書類作成に関する相談
土地家屋調査士 による相談	第3月曜日 13:30～16:30	佐賀県土地家屋調査士会	土地、建物の表題登記や境界問題に 関する相談

お問い合わせは


市民生活課 市民相談コーナー ☎40-7085 FAX 28-9188

支所で行っている相談

※相談日時について、詳しくは毎月の市報さが1日号をご覧ください。

支所名	相談名	開設日時	場所
諸富	人権・行政相談	毎月 第4金曜日 13:30~15:30	佐賀市産業振興会館
大和	法律相談	偶数月 第2木曜日 13:30~15:30	大和支所
	人権・行政相談	毎月 第3木曜日 10:00~12:00	
富士	人権相談	偶数月 第4水曜日 10:00~12:00	富士支所
	行政相談	毎月 第4水曜日 10:00~12:00	
三瀬	人権・行政相談	毎月 第2水曜日 9:30~12:00	三瀬公民館
川副	法律相談	奇数月 第2木曜日 13:30~15:30	川副支所
	人権・行政相談	毎月 第2水曜日 9:30~11:30	
東与賀	人権・行政相談	毎月 第3水曜日 13:30~15:30	東与賀保健福祉センター
久保田	人権相談	毎月 第1木曜日 10:00~12:00	久保田公民館
	行政相談	毎月 第2水曜日 10:00~12:00	

- ① 相談に対して適切な助言をすることが目的ですので、相手との交渉や手続きを代行、相手呼び出して仲介などを行うことはできません。
- ② 相談は必ずご本人がお越しください。
- ③ 内容が複雑な相談は要領よく話をまとめ、関係書類があればお持ちください。
- ④ 法律相談は予約制(午前、午後とも先着6人)です。予約は相談日の前の週の金曜日(この日が祝日の場合は木曜日)から受け付けます。(予約は電話でも結構です。受付開始は午前9時からです。)

 **法律相談は佐賀市民のみです。なお、相談者多数のため、同一人の相談は年度3回までとさせていただきます。また、弁護士職務規程により、相談に応じられない場合もあります。**

お問い合わせは
市民生活課 市民相談コーナー ☎40-7085 FAX 28-9188

消費生活等に関する相談



相談の名称	開設日時	相談場所	問い合わせ先	相談内容
消費生活相談	月～金曜日 9:00～16:00	i・スクエアビル 1階 ※各支所での 相談をご希望 の場合は、事前 にお電話で ご相談ください。 ☎40-7087	佐賀市消費生活センター ☎40-7087 FAX40-2050	事業者との契約トラブルなどで お困りの消費者の方の相談窓口 です。電話または対面による相談 です。対面による相談は予約制で すのでまずはお電話をお願いします。 例) ・不当・架空請求 ・多重債務 ・悪質な訪問販売・訪問購入 ・通信販売によるトラブル ・投資トラブル等
犯罪被害者 支援相談	月～金曜日 8:30～17:15	i・スクエアビル 1階	生活安全課 ☎40-7012 FAX40-2050	犯罪被害者等の支援に関する相談

経営・労働に関する相談



相談の名称	開設日時	相談場所	問い合わせ先	相談内容
経営相談	月～金曜日 9:00～17:30 第2・4水曜日 18:00～21:00	i・スクエアビル 5階	佐賀市産業支援相談室 ☎40-7079 FAX 37-8855	創業、新規事業、販路拡大などの経営 に関する相談。相談は予約制です ので、まずはお電話をお願いします。
労働相談	第2・4水曜日 18:00～21:00 (祝日の場合は翌日)	i・スクエアビル 5階	経済政策課経営支援係 ☎40-7102 FAX26-6244 shoko-mag@city.saga.lg.jp	・賃金、労働時間、採用、解雇、退職金、 福利厚生等労働時間問題全般に 関する相談 ・健康保険、年金等の生活設計に 関する相談 ・労働関係法規の改正に関する相談

その他の相談

相談の名称	開設日時	相談場所	問い合わせ先	相談内容
男女共同参画	月～金曜日 8:30～17:00	本庁2階 男女共同参画課	男女共同参画課 ☎40-7014 FAX29-2095	男女共同参画に関する意見や相談
建築紛争相談	第3水曜日 14:00～16:15	本庁6階 建築指導課	建築指導課 指導係 ☎40-7170 FAX40-7392	隣接建物に対するトラブルや建物の疑問(建築と法律の専門家が相談をお受けします。)
市税などの納付相談	月・水・木・金曜日 8:30～17:00 火曜日 8:30～19:00 第1日曜日 9:00～12:00 13:00～16:00	本庁3階 納税課	納税課 ☎40-7076 FAX25-5408	市県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税の納付について ※後期高齢者医療保険料については、平日のみ対応します。
市民活動に関する相談	随時(要予約)	佐賀商工ビル7階 市民活動プラザ	市民活動プラザ ☎40-2002 FAX40-2011	市民活動に関する相談支援

● 相談開設日時は、祝日・年末年始を除きます。

